

令和5年6月市議会環境経済委員会資料

陳情第3号

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について

【目次】

【ページ】

- 1 長崎県の最低賃金 及び 令和4年度 地域別最低賃金 答申状況 …………… 2

商 工 部

令和5年6月

# 長崎県の最低賃金

長崎県  
最低賃金

1時間 **853円**  
効力発生日 令和4年10月8日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用されます。  
ただし、下記の業種については、「特定最低賃金」が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額(1時間) 効力発生日	適用範囲等
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	<b>875円</b> 令和元年12月7日	1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・湯温調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)、農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理業務 ③書類等の事業所内集配又は複写業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>864円</b> 令和3年12月29日	1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理業務
船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>875円</b> 令和元年11月29日	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船用機関製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) 書類等の事業所内集配又は複写業務
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「長崎県最低賃金」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

- ※1 最低賃金には次の手当は算入されません。  
精進手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金
- ※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

令和4年度の特定最低賃金の改正はありませんでした。

あなたの賃金は大丈夫?

最低賃金特設サイト  
<https://www.saiteichingin.info/>



## 令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額[円] (※1)	引上げ額 [円]	目安差額	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	30	920 ( 889 )	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 ( 822 )	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 ( 821 )	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 ( 853 )	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 ( 822 )	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 ( 822 )	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 ( 828 )	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 ( 879 )	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 ( 882 )	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 ( 865 )	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 ( 956 )	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 ( 953 )	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 ( 1041 )	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 ( 1040 )	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 ( 859 )	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 ( 877 )	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 ( 861 )	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 ( 858 )	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 ( 866 )	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 ( 877 )	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 ( 880 )	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 ( 913 )	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 ( 955 )	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 ( 902 )	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 ( 896 )	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 ( 937 )	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 ( 992 )	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 ( 928 )	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 ( 866 )	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 ( 859 )	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 ( 821 )	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 ( 824 )	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 ( 862 )	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 ( 899 )	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 ( 857 )	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 ( 824 )	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 ( 848 )	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 ( 820 )	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 ( 870 )	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 ( 822 )	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 ( 820 )	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 ( 930 )	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

最低賃金に関するお問い合わせは

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ